

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6244	埋込み、取付け型データ表示機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
データ表示機のうち、車体及び建造物等に埋込んだ状態又は取り付けた態様で使用するものを分類する。		
<p style="color: red;">他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</p> 壁から取り外しできない状態で設置される事が、図面あるいは願書の記載等に明示されていないものはこの分類に含まない。 したがって、取り外しが自由な状態で使用するもの、または、願書の記載からはその判断ができないものについてはこの分類には含まない。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		

H7-6240～6243に優先する。H7-6245(投射型データ表示機)、6246(複数映像標示物機データ表示機)に非優先。

■ H7-624代(データ表示機)と、H7-725(データ表示機付き電子計算機)との関係

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例:PDA等)として一般的に販売されるものはH7-725に分類する。

【具体例】

①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの →H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの →H7-725

過去に分類した物品の名称		